

令和 7 年 6 月 2 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和 7 年 6 月 2 日（月） 1 6 時 0 0 分から 1 6 時 3 5 分まで
- 2 会議場所 長崎市役所 16 階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第 2 6 号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第 2 7 号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過）
 - 第 2 8 号議案 選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転）
 - 第 2 9 号議案 選挙人名簿の登録について
 - 第 3 0 号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
 - 第 3 1 号議案 在外選挙人名簿の登録について
 - 第 3 2 号議案 公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委 員 長	【1 6 : 0 0 開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第 2 6 号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第 2 8 条第 1 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、4 7 3 人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2 2 3 人 女 2 5 0 人 計 4 7 3 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 2 6 号議案可決）
委 員 長 委 員	
事 務 局	【第 2 7 号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後 4 箇月経過） 公職選挙法第 2 8 条第 2 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、5 0 0 人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2 7 1 人 女 2 2 9 人 計 5 0 0 人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第 2 7 号議案可決）
委 員 長 委 員	
事 務 局	【第 2 8 号議案】選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転） 公職選挙法第 2 8 条第 3 号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1 名については、在外選挙人名簿に登録を移転するので、選挙人名簿から抹消する。

委 事 務 局	員	抹消者（男 1人 女 0人 計 1人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第28号議案可決）				
委 委	員 長 員	【第29号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和7年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する2,082人について、令和7年6月2日に選挙人名簿に登録する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第29号議案可決）				
委 委	員 長 員	【第30号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和7年6月2日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。 1 選挙権を有する者の総数 332,861 2 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6,658 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 55,477 4 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 110,954 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第30号議案可決）				
委 委	員 長 員	【第31号議案】在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第30条の6第1項及び第2項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。 登録者（男 1人 女 2人 計 3人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第31号議案可決）				
委 委	員 長 員	【第32号議案】公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について 公職選挙法第17条の規定により定めた投票区の一部を次のように改正する。 <table><tr><td>28</td><td>茂木町（1,299番地から1,324番地まで、1,441番地から2,562番地まで、2,567番地及び2,569番地から2,570番地までの区域）</td></tr><tr><td>28</td><td>削除</td></tr></table> を に	28	茂木町（1,299番地から1,324番地まで、1,441番地から2,562番地まで、2,567番地及び2,569番地から2,570番地までの区域）	28	削除
28	茂木町（1,299番地から1,324番地まで、1,441番地から2,562番地まで、2,567番地及び2,569番地から2,570番地までの区域）					
28	削除					

委員 委員長	32	北浦町（1,664番地から1,678番地1まで及び1,679番地から3,001番地までの区域）、茂木町（1番地から649番地まで、651番地から658番地まで、873番地から889番地まで、896番地から1,298番地まで、1,325番地から1,440番地まで、2,563番地から2,566番地まで及び2,568番地の区域）	を
	32	北浦町（1,664番地から1,678番地1まで及び1,679番地から3,001番地までの区域）、茂木町（1番地から649番地まで、651番地から658番地まで、873番地から889番地まで、896番地から2,570番地までの区域）	に
	111	園田町、向町、式見町、相川町、見崎町	を
	112	牧野町、四杖町	
	111	園田町、向町、牧野町、式見町、四杖町、相川町、見崎町	に
	112	削除	
	705	永田町（無番地から3,248番地までの区域）	を
	705	削除	に
	707	永田町（3,249番地の区域）、上黒崎町（13番地から1,978番地まで及び1,980番地から2,443番地までの区域）、下黒崎町、東出津町（1,823番地250の区域）、新牧野町（2,025番地及び2,032番地の区域）	を
	707	永田町、上黒崎町（13番地から1,978番地まで及び1,980番地から2,443番地までの区域）、下黒崎町、東出津町（1,823番地250の区域）、新牧野町（2,025番地及び2,032番地の区域）	に
	改める。		
	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第32号議案可決） これをもって、選挙管理委員会を閉会する。		